

愛知県司法書士会調停センター運営規程

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知県司法書士会調停センター設置規則（以下「設置規則」という。）第24条の規定に基づき、愛知県司法書士会調停センター（以下「本センター」という。）が行う紛争解決手続（以下「調停手続」という。）に関し、その運営を行う組織及び体制について必要な事項を定める。

(用語)

第2条 この規程において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）、設置規則、愛知県司法書士会調停センター手続実施規程（以下「実施規程」という。）において使用する用語の例による。

第2章 運営委員会

(運営委員会)

第3条 本センターは、設置規則第10条に規定する運営委員会を設置する。

- 2 運営委員会は、事務長及び次条に規定する運営委員で組織する。
- 3 運営委員会には委員長を置き、事務長がその任に当たる。
- 4 運営委員会は、委員長が招集する。
- 5 運営委員会は、委員長及び運営委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 6 運営委員会の議事は、出席者の過半数で決するものとし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 7 運営委員会の議事について特別の利害関係を有する運営委員は、決議に加わることができないものとし、前項に規定する出席者の数にも算入しない。
- 8 運営委員会の決議は、ファクシミリ又は電子メールによる方法を用いることもできる。

(運営委員)

第4条 運営委員は、手続実施者名簿に登録された者の中から4名以上、弁護

- 士名簿に登載された者の中から1名以上を選任する。
- 2 運営委員の員数及び手続実施者名簿より選任される運営委員は、本会の理事会において決定する。
 - 3 弁護士名簿より選任される運営委員は、愛知県弁護士会の推薦を得た者とする。
 - 4 運営委員の任期は、本会の役員と同一とする。

(運営委員会の職務)

第5条 運営委員会は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 紛争事件の受理不受理の事案審査、手続実施者選任に関する事務
- (2) 手続実施者名簿及び弁護士名簿への登載に関する事務
- (3) 実施規程第20条に規定する手続実施者に対する不当な影響の排除につき、センター長への意見陳述
- (4) 本センターが実施する研修の企画立案及びその実施
- (5) 実施規程第34条に基づく苦情対応手続
- (6) 前各号に掲げるもののほか、センター長から委嘱された、本センターの運営に関し必要な事務

第3章 事案審査会

(事案審査会)

第6条 本センターは、前条第1号の職務を行うために、運営委員会の中に、事案審査会を設置する。

- 2 事案審査会は、事務長及び事案審査委員2名で組織し、事務長は、運営委員の中から司法書士1名、弁護士1名を事案審査委員に任命する。
- 3 事案審査会は、次の各号に掲げる事務を行う。
 - (1) 紛争事件の事案審査及び受理の決定
 - (2) 紛争事件が実施規程第3条第1号に該当する旨の決定
 - (3) 手続実施者の選任に関するセンター長への意見陳述
 - (4) 手続実施者の忌避及び解任に関する同意の決定
- 4 事案審査会の決定は、事務長及び事案審査委員の全会一致によらなければならない。
- 5 事案審査会における審査の方法は、ファクシミリ又は電子メールによる方法を用いることもできる。

第4章 手続実施者名簿及び弁護士名簿

(手続実施者名簿への登載要件)

第7条 手続実施者名簿に登載されるには、次の各号の要件を全て満たさなければならない。

- (1) 司法書士法（昭和25年法律第197号）第3条第2項に規定する司法書士であること
 - (2) 本会会員であり、司法書士業務歴3年以上であること
 - (3) 登載申請前1年以内に本会が主催又は共催する、あるいは本センターが主催、共催又は認定する手続実施者研修を履修し、所定の単位を取得したこと
- 2 手続実施者名簿へ過去に登載され、再び登載申請する者は、登載申請前1年以内に本会が主催又は共催する、あるいは本センターが主催、共催又は認定する研修を履修しなければならない。

(登載申請の審査)

第8条 運営委員会は、名簿登載申請者から手続実施者名簿への登載申請を受けたときは、その者が設置規則第13条第1項各号に定める欠格事由に該当しないこと及び前条の要件を満たしているか否かを遅滞なく審査し、名簿登載の可否を決定しなければならない。

- 2 事務長は、前項の申請者に対し、前項の審査結果を通知しなければならない。この場合において、手続実施者名簿の登載を拒否する結果を通知するときは、その理由を付記しなければならない。

(弁護士名簿への登載)

第9条 弁護士名簿は、愛知県弁護士会の推薦を得て、且つ、運営委員会で承認された弁護士を登載する。

(名簿登載期間)

第10条 手続実施者名簿及び弁護士名簿の登載期間は、登載後3年以内の最終の8月2日までとする。

第5章 研 修

(研修)

第11条 設置規則第14条に定める研修とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 法令, 判例, 事例研修
 - (2) 調停技法研修
 - (3) 本センターの諸規則等の研修
- 2 第7条第1項第3号に定める研修及び単位数は, 次の各号に掲げるものとする。なお, 1単位は1時間の研修とする。
- (1) 調停技法研修 8単位以上
 - (2) 本センターの諸規則等の研修 2単位以上

第6章 雑 則

(事務職員)

第12条 センター長は, 本センターにおける調停手続に関する事務を適正に処理するため, 本会の職員(臨時雇用者を含む。)のうちから, 本センターの事務を行う者を指名することができる。

- 2 前項により指名された者は, 事務長の指揮命令を受けて, 事務長から指定を受けた事務を処理する。

(掲示)

第13条 本センターは, 設置規則第4条に規定する本センターの事務所に裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成16年法律第151号)第11条第2項及び裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律施行規則(平成18年法務省令第52号)第9条第1項各号に規定する事項を見やすいように掲示しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は, 理事会の決議の日(平成23年8月27日)から施行する。
- 2 最初の運営委員は, 第4条の規定にかかわらず, この規程の施行後, 手続実施者名簿への登載を受けた者の中から速やかに本会の会長が選任する。

(施行期日)

改正後の規程は, 理事会の決議の日(平成28年12月17日)から施行する。